

平成24年度高齢者虐待の状況について

平成25年8月19日
高齢者支援課

1 趣旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4.1 施行）」（以下「法」という。）第25条の規定に基づき、市町からの報告を受け県内の平成24年度の状況の取りまとめを行った。

2 市町からの報告の概要

市町の役割は、高齢者虐待の相談を受け、関係機関等と調整を行った上で、虐待を受けた高齢者への対応及び虐待を行った者への指導・助言を行う。また、その虐待の内容等を県に報告する。

<集計の概要>

対象者：県内在住の65歳以上の高齢者

対象期間：平成24年4月～平成25年3月

内容：施設内虐待（養介護施設従事者等による高齢者虐待）、家庭内虐待（養護者による高齢者虐待）の区分ごとの件数及びその内容等

3 集計結果の概要（詳細は「2ページ」参照）

(1) 施設内虐待

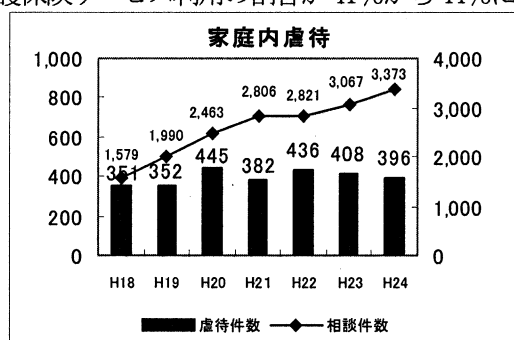
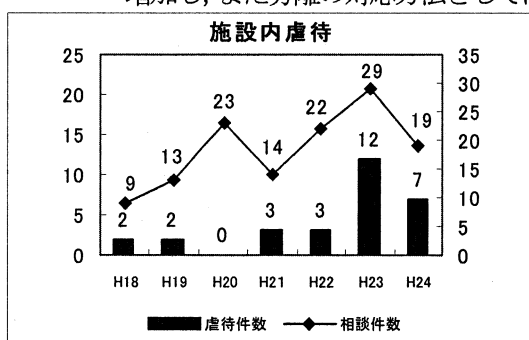
- ① 件数…7件 [H18:2件, H19:2件, H20:0件, H21:3件, H22:3件, H23:12件]
- ② 概要…虐待のあった施設は、特別養護老人ホーム等で、虐待の内容は身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待の順となっている。
- ③ 対応…市町が事実確認及び施設に対する指導を行い、施設から改善計画が提出されるなど、状況は改善されている。

(2) 家庭内虐待

- ① 件数…396件 [H18:351件, H19:352件, H20:445件, H21:382件, H22:436件, H23:408件]
- ② 概要…虐待を受けた人は、女性が78%、年齢は75歳以上が74%、要介護認定を受けている人が76%、虐待の内容は、身体的虐待、心理的虐待、介護放棄、経済的虐待、性的虐待の順で多い。また、虐待をした人の続柄は、息子が最も多く、次いで夫、娘の順となっている。
- ③ 対応…「虐待者からの分離を行った事例」が33%で、その内訳は「契約による介護保険サービスの利用（44%）」、次いで「医療機関への一時入院（26%）」の順であった。「虐待者を分離していない事例」は52%で、その内訳は、「養護者への助言・指導（170件）」次いで「ケアプランの見直し（115件）」となっている。

(3) 前年度との比較

- ア 施設内虐待…虐待件数、相談件数ともに減少した。
- イ 家庭内虐待…虐待件数は減少したが、相談件数は増加した。虐待内容では心理的虐待が151件から170件に増加し、また分離の対応方法としては介護保険サービス利用の割合が41%から44%に増加した。



4 県の取組

市町及び関係機関と連携して、次の取組を引き続き推進していく。

- (1) 法の趣旨や通報義務等の定着を図るため、県民・市町・事業所等への普及啓発を推進する。
- (2) 相談窓口等について県民に広報し、虐待発生防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。また、複雑困難な事例については、広島県地域包括ケア推進センターによる助言・支援を行う。
- (3) 市町や地域包括支援センター、施設職員等を対象にした研修等を実施する。
- (4) 経済的虐待防止の観点から、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用も視野に入れた高齢者の権利擁護を図る。
- (5) 「認知症サポーター」の養成や、医療・介護の連携による早期発見、早期対応など、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。

施設内の高齢者虐待の状況（公表義務あり）

＜虐待を受けた人の状況＞

性別	男性	2人
	女性	7人
年齢階層	80～84歳	4人
	85～89歳	1人
	90～94歳	2人
	95～99歳	2人
要介護度	要介護2	1人
	要介護3	1人
	要介護4	5人
	要介護5	2人
	心身の状況	認知症

虐待と確認できた件数 7件
（相談・通報・届出延べ件数 19件）

＜虐待の内容＞

身体的虐待	7件
心理的虐待	3件

＜虐待をした人の状況＞

虐待があつた施設等	特別養護老人ホーム	3件
	特定施設入居者生活介護	1件
	短期入所	1件
	認知症対応型共同生活介護	2件
虐待をした人	介護職員	9人

＜市町がとった措置＞

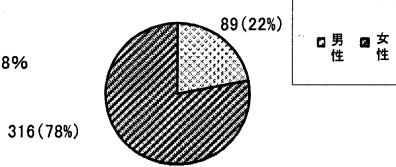
事実確認	7件
施設等に対する指導	7件
施設等からの改善計画の提出（依頼）	7件

家庭内での高齢者虐待の状況（公表義務なし）

＜虐待を受けた人の状況＞

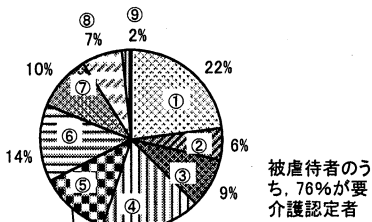
○性別

女性が78%

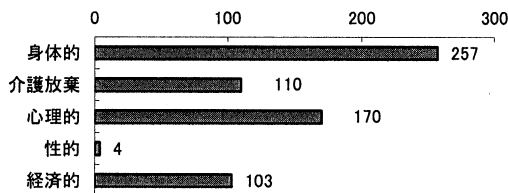


○要介護度

- ①未申請
- ②要支援1
- ③要支援2
- ④要介護1
- ⑤要介護2
- ⑥要介護3
- ⑦要介護4
- ⑧要介護5
- ⑨非該当（自立）

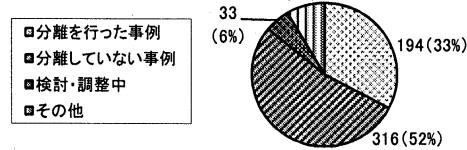


＜虐待の内容＞（重複あり）



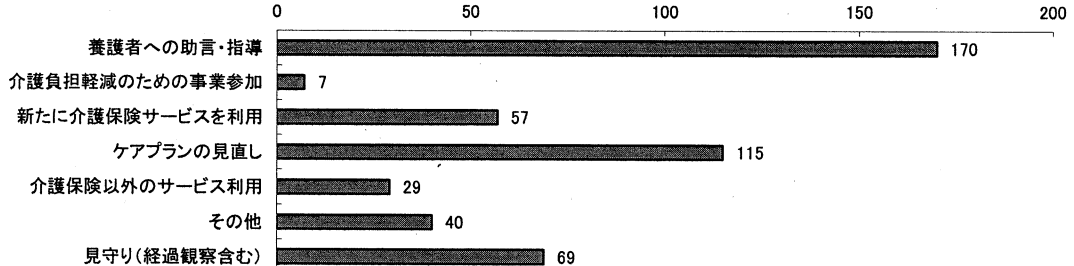
＜虐待への対応策＞

○虐待者との分離の有無



※以前からの事例でH24年度に入って対応を行ったものも含む。

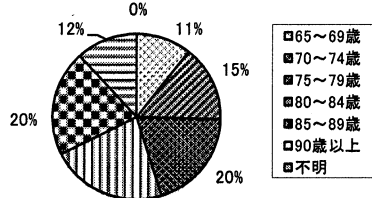
○分離しなかった事例の対応（重複あり）



虐待と確認できた件数 396件
（相談・通報・届出延べ件数 3,373件）

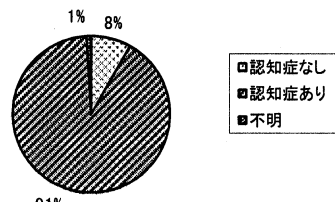
○年齢階層

75歳以上が全体の74%



○認知症の有無

要介護認定者のうち、91%が認知症あり

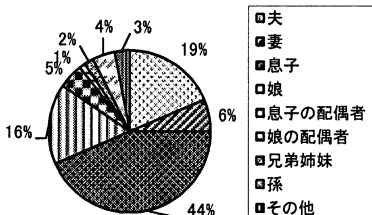


※要介護認定者（305人）のうち、認知症日常生活自立度1以上の方が占める割合

＜虐待をした人の状況＞

○続柄

「息子」が44%と最も多く、次いで「夫」が19%、「娘」が16%



○分離した事例の対応

- 契約による介護保険サービスの利用
- やむを得ない事由等による措置
- 緊急一時保護
- 医療機関への一時入院
- その他

